

霧島市条例第52号

令和4年12月26日

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号を次のように改める。

(2) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

別表和室（6畳）の項中「120円」を「140円」に改め、同表簡易食品加工室の部中「320円」を「380円」に、「480円」を「570円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。